
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.202 2019/11/12

1 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について

11月7日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、「食品衛生法等の一部を改正する法律」の施行に関し、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令」及び「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」が公布されたことに伴い、その主な内容及び留意すべき事項を示したもので、その主なものは次のとおり。

- (1) 公衆衛生上必要な措置に関する事項に関し、各事業者団体が作成した手引書を厚生労働省のホームページに順次掲載しているので、営業者がHACCPに沿った衛生管理を円滑に行えるよう、手引書に沿った監視指導を実施されたいこと。
- (2) 法第50条の2第1項及び第2項の基準が実際に適用されるのは令和3年6月1日であることから、法令に基づく措置については、この省令が施行されてから1年間は旧基準（改正前の法第50条第2項に基づき都道府県が条例で定めた基準）に基づき行うこと。
- (3) 改正法附則第5条中「従来の基準によることとする」とは、従来の条例で規定する管理運営基準に則った衛生管理の実施を指すものであり、旧条例基準に従って、衛生管理計画の作成等を求めるものではないこと。
- (4) 法第50条の2第3項に基づき条例で定める公衆衛生上必要な措置は、同条第1項の規定の範囲内で定めることができるとされているが、国の規定において衛生管理の基準を定めることとしたのは、国際整合的な衛生管理の実施を全国の食品等事業者に求めることを目的としていることから、条例において公衆衛生上必要な措置を定める場合にあっては、その必要性等を十分に考慮されたいこと。法第50条の2第3項に基づき条例を定める場合にあっては、厚生労働省と事前に相談されたいこと。
- (5) 使用水等の管理について
 - ・「飲用に適する水」には水道水を含まないこととしたこと。
 - ・「食品、添加物等の規格基準」において規定される「食品製造用水（水道水又は26項目の基準に適合する水）」と本規定の「飲用に適する水」は異なることとしたこと。
 - ・殺菌装置又は浄水装置を設置している場合には、装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、その結果を記録すること。なお、殺菌装置又は浄水装置の設置

は義務ではなく、定期的な水質検査により飲用に適する水であることを確認することでも可能であること。

(6) HACCPに沿った衛生管理の基準について

小規模な事業者等にあつては、その取り扱う食品の特性又は営業の規模に応じ、施行規則別表第18第8号において「取り扱う食品の特性又は規模に応じ、前各号に掲げる事項を簡略化して公衆衛生上必要な措置を行うことができる」とあるのは、厚生労働省が内容を確認した手引書に則って衛生管理を実施することにより、HACCPに沿った衛生管理に適合するものとして取り扱うものであること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000564239.pdf>